

## 特別支援教育に係る教育課程について

(平成27年11月6日特別支援教育部会第1回配布資料)

### I 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育

#### 1. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育に関する学校教育法上の規定（学校教育法第81条第1項）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なものの、のいずれかに該当する幼児児童生徒、その他教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

#### 2. 特別支援教育に係る教育課程

##### (1) 特別支援学級（小・中学校）

特別支援学級の教育課程は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成される。特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。

特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

##### (2) 通級による指導（小・中学校）

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で受けることとなるため、小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程を編成することができる。

通級による指導において、特別の指導（自立活動の指導等）を行う場合は、特別支援学校小・中学部の学習指導要領を参考として実施することとしている。

通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準とする。

### (3) 通常の学級（幼稚園、小・中・高等学校等）

幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいた教育課程を編成している。通級による指導の対象とならない幼児児童生徒に対して、個別に特別の教育課程を編成することはできないことから、幼児児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。

### 3. 前回改訂における主な改善点

幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領において、新たに個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成について記載した。

#### 幼稚園教育要領（抜粋）

「障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」

#### 小学校（中学校）学習指導要領（抜粋）

「障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」

#### 高等学校学習指導要領（抜粋）

「障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」

## Ⅱ 特別支援学校における教育課程

### 1. 特別支援学校の教育に関する学校教育法上の規定（学校教育法第72条）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

### 2. 教育課程

特別支援学校の教育課程は、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。

なお、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。

### 3. 各教科等（自立活動以外）の構成等について

#### （1）視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

##### ① 各教科の構成等

- ・ 幼稚部の各領域の構成及びねらい・内容等は、幼稚園に準じている。
- ・ 小・中・高等部の各教科の構成及び目標・内容等は、小・中・高等学校に準じている。

##### ② 特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の構成等

特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標・内容等は小・中・高等学校に準じている。

##### ③ 前回改訂における主な改善点

障害の状態や特性等に応じた各教科の指導の一層の充実を図るため、特別支援学校の各障害種別に示している指導上の配慮事項について改善を図った。

(2) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 各教科の構成等

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科は、知的障害の特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科及びその目標・内容等を示している。

	各教科の構成
小学部	<u>生活</u> 、国語、 <u>一</u> 、算数 <u>一</u> 、 <u>一</u> 、音楽、 <u>図画工作</u> 、 <u>一</u> 、 <u>体育</u> (1-6年)
小学校	国語、 <u>社会</u> 、算数、 <u>理科</u> 、 <u>生活</u> 、音楽、 <u>図画工作</u> 、 <u>家庭</u> 、 <u>体育</u> (3-6年) (3-6年)(1-2年) (5-6年)
中学部	国語、 <u>社会</u> 、 <u>数学</u> 、 <u>理科</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>美術</u> 、 <u>保健体育</u> 、 <u>職業・家庭</u> 、 <u>外国語</u> (必要がある場合は加えることができる)
中学校	国語、 <u>社会</u> 、 <u>数学</u> 、 <u>理科</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>美術</u> 、 <u>保健体育</u> 、 <u>技術・家庭</u> 、 <u>外国語</u>
高等部	各学科の共通教科： <u>国語</u> 、 <u>社会</u> 、 <u>数学</u> 、 <u>理科</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>美術</u> 、 <u>保健体育</u> 、 <u>職業</u> 、 <u>家庭</u> 、 <u>外国語</u> 、 <u>情報</u> (外国語及び情報は必要に応じて設けることができる) 専門教科： <u>家政</u> 、 <u>農業</u> 、 <u>工業</u> 、 <u>流通・サービス</u> 、 <u>福祉</u> 学校設定教科
高等学校	各学科の共通教科： <u>国語</u> 、 <u>地理歴史</u> 、 <u>公民</u> 、 <u>数学</u> 、 <u>理科</u> 、 <u>保健体育</u> 、 <u>芸術</u> 、 <u>外国語</u> 、 <u>家庭</u> 、 <u>情報</u> 専門教科： <u>農業</u> 、 <u>工業</u> 、 <u>商業</u> 、 <u>水産</u> 、 <u>家庭</u> 、 <u>看護</u> 、 <u>情報</u> 、 <u>福祉</u> 、 <u>理数</u> 、 <u>体育</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>美術</u> 、 <u>英語</u> 学校設定科目及び学校設定教科

注)・上段は知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科、  
下段は小・中学校等の各教科

- ・知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容は、個人差が大きい個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいように、内容を学年別に区分せず、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階 (ただし、専門教科は1段階) で示している。(別添資料1)

②特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の構成等

小学部	道徳科、 <u>          </u> 、 <u>          </u> 、特別活動
小学校	道徳科、 <u>外国語活動</u> 、 <u>総合的な学習の時間</u> 、特別活動 (5-6年)
中学部	道徳科、総合的な学習の時間、特別活動
中学校	道徳科、総合的な学習の時間、特別活動
高等部	<u>道徳</u> 、総合的な学習の時間、特別活動
高等学校	<u>          </u> 、総合的な学習の時間、特別活動

注)・上段は知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の領域等、  
下段は小・中学校等の領域等

③ 前回改訂における主な改善点

- ・社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実することや、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、具体的な指導内容を設定しやくする観点から、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。
- ・特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設した。

(3)平成27年3月一部改訂について

- ・小学部・中学部学習指導要領の一部改正を行い、「特別の教科 道徳」（道徳科）を新たに位置づけた。

(3) 高等部（知的障害以外）の専門教育に関する教科

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校では、高等学校に準ずる教科・科目のほか、障害の特性に応じた教科・科目を示している。（別添資料2）

視覚障害者等に対する教育を行う特別支援学校高等部（本科）において、高等学校に準ずる教科以外に主として専門学科において開設される各教科

区 分	教 科
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	保健理療
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	印刷、理容・美容、クリーニング

※必要がある場合には、上記の表に掲げる教科以外の教科を設けることができる。

視覚障害者等に対する教育を行う特別支援学校高等部（専攻科）における教科のうち標準的なもの

区 分	教 科
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	保健理療、理療、理学療法
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	理容・美容、歯科技工

※必要がある場合には、上記の表に掲げる教科以外の教科を設けることができる。

（上記教科を開設して養成している資格）

視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	保健理療	あん摩マッサージ指圧師
	理療	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、
	理学療法	理学療法士
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	理容・美容	理容師、美容師
	歯科技工	歯科技工士

## 4 自立活動

### (1) 目標

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

### (2) 授業時数

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うとともに、自立活動の時間を設けて行うこととしている。自立活動の時間に充てる授業時数は、幼児児童生徒の障害の状態に応じて適切に定めるものとしている。

### (3) 内容と構成

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を6つの区分の下に分類・整理したものである。この6つの区分ごとに3～5項目、計26の項目を示している。

自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒の実態等に応じて必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定するものとしている。

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関

	<p>すること。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p>
5 身体の動き	<p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関すること。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p>
6 コミュニケーション	<p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関すること。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関すること。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p>

#### (4) 自立活動の主な指導内容例

視覚障害のある幼児児童生徒	歩行能力の向上に関する指導、保有する視覚の活用の指導（弱視レンズ等の視覚補助具の活用など）、視覚情報を補うための触覚や聴覚の活用の指導（対象物の触り方など）
聴覚障害のある幼児児童生徒	補聴器等をつけての発音指導、言語指導、手話や指文字などの多様なコミュニケーション手段を活用する指導
知的障害のある幼児児童生徒	要求する場面などで、ふさわしい身振りなどを指導したり、発声を要求の表現となるよう意味付けたりするなど、様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにする指導
肢体不自由のある幼児児童生徒	姿勢保持や移動に関する指導、衣服の着脱などの日常生活動作の指導、車いす操作に関する指導、ICT支援機器等を活用したコミュニケーションの指導
病弱の幼児児童生徒	病気の状態を理解し、生活の自己管理に配慮した指導、病気や治療による不安感等に対して、心理的な

	安定や、自己を肯定的に捉えられるような自己理解を促す指導
LDのある幼児児童生徒	言葉や数量の基礎的な概念の形成に関する指導、自分で内容をまとめながら話を聞くなどの能力を高める指導
ADHDのある幼児児童生徒	注意のコントロールに関する指導、自分の感情をコントロールする方法に関する指導、状況に合わせた行動に関する指導
自閉症のある幼児児童生徒	生活の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、立場や考えを推測することに関する指導、話し言葉を補うための機器等の活用に関する指導

#### (5) 前回改訂における主な改善点

障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定した。

### 5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(1) 障害の状態により特に必要のある場合や重複障害者である児童生徒については、以下のような教育課程の取扱いに関する規定が設けられており、よりきめ細かな指導が行われている。

- ① 各教科及び外国語活動の目標・内容の一部を取り扱わないことができる。
- ② 下学年、下学部の各教科及び道徳科の目標・内容の全部又は一部と代替ができる。
- ③ 知的障害を併せ有する重複障害者については、各教科又は各教科の目標・内容の一部を、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標・内容の一部と代替ができる。
- ④ 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主とした指導ができる。
- ⑤ 知的障害者である児童生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童生徒において特に必要がある時は、各教科等を合わせた指導ができる。
- ⑥ 訪問教育においても、重複障害者等に関する教育課程の取扱いによることができる。

## (2) 前回改訂における主な改善点

- ① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部において、知的障害を併せ有する者については、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができることとした。
- ② 上記により、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする事とした。

## 6 個別の教育支援計画及び個別の指導計画による指導

### (1) 前回改訂における主な改善点

- ① 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、重複障害者の指導だけでなく、特別支援学校における全ての幼児児童生徒の指導にあたり、「個別の指導計画」を作成することとした。
- ② 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援学校における全ての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することとした。

## 7 前回改訂におけるその他の改善点

### (自立と社会参加に向けた職業教育の充実)

- ① 高等部の重複障害者の職業教育の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定した。
- ② 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定した。

### (交流及び共同学習の推進)

障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定した。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小学部の教科の目標及び内容（例）

[算 数]

1 目 標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする。【数量の基礎】
- (2) 身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。【量と測定】
- (3) 身近にあるものの形の違いに気付く。【図形・数量関係】

○2段階

- (1) 身近にある具体物を数える。【数量の基礎】
- (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。【量と測定】
- (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。【図形・数量関係】
- (4) 一日の時の移り変わりに気付く。【実務】

○3段階

- (1) 初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。【数量の基礎】
- (2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり、比較する。【量と測定】
- (3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。【図形・数量関係】
- (4) 時計や暦に関心をもつ。【実務】

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専門教科・科目

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
農業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量、生物活用、グリーンライフ
工業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木基礎力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイン材料、デザイン史
商業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス実務、マーケティング、商品開発、広告と販売促進、ビジネス経済、ビジネス経済応用、経済活動と法、簿記、財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ、原価計算、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミン

	グ、ビジネス情報管理
水産	水産海洋基礎、課題研究、総合実習、海洋情報技術、水産海洋科学、漁業、航海・計器、船舶運用、船用機関、機械設計工作、電気理論、移動体通信工学、海洋通信技術、資源増殖、海洋生物、海洋環境、小型船舶、食品製造、食品管理、水産流通、ダイビング、マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化、生活と福祉、リビングデザイン、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生
看護	基礎看護、人体と看護、疾病と看護、生活と看護、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護の統合と実践、看護臨地実習、看護情報活用
情報	情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー、アルゴリズムとプログラム、ネットワークシステム、データベース、情報システム実習、情報メディア、情報デザイン、表現メディアの編集と表現、情報コンテンツ実習
福祉	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解、福祉情報活用
理数	理数数学Ⅰ、理数数学Ⅱ、理数数学特論、理数物理、理数化学、理数生物、理数地学、課題研究
体育	スポーツ理論、スポーツⅠ、スポーツⅡ、スポーツⅢ、スポーツⅣ、スポーツⅤ、スポーツⅥ、スポーツ総合演習
音楽	音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究
美術	美術概論、美術史、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、クラフトデザイン、情報メディアデザイン、映像表現、環境造形、鑑賞研究
英語	総合英語、英語理解、英語表現、異文化理解、時事英語

(2) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
保健理療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報活用、課題研究

(3) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
印 刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報活用、課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング機器・装置、クリーニング実習、課題研究

※必要がある場合には、上記の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

### Ⅲ 障害のある児童生徒に対する学習評価について

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（22文科初第1号平成22年5月11日）における基本的な考え方

- ① 障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではないが、児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要であること。
- ② 特別支援学校については、個別の指導計画の作成が義務付けられたことを踏まえ、当該計画に基づいて行われた学習の状況や学習の結果の評価を行うことが必要であること。